



# 山形県公報

令和2年4月1日(水)

号 外 (13)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則14-1(職員団体の登録に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則…………… 3
- 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…………… 5

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第25条の見出し中「選考」を「選考等」に改め、同条第1項中「選考」を「選考並びに臨時的任用の承認及び臨時的任用の期間の更新の承認」に改める。

別表第1行政職給料表適用職の項知事の項本庁の項職級1の欄中「調整監」を削り、同項職級2の欄中「技術戦略監」を「文化スポーツ推進監」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「農林技術戦略監」を「技術戦略監」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「農林

大学校長」を「博物館長」に改め、同項職級3の欄中「農業総合研究センターの副所長及び副場長」を「博物館副館長」に改め、同項職級3の欄中「農業総合研究センターの副所長及び副場長」を

「博物館副館長」に改め、同項職級4の欄中「内水面水産試験場の副場長」を削り、同項職級5の欄中「主任専門水産業普及指導員」を削り、同項職級6の欄中「主任漁業無線通信士」を

「専門水産業普及指導員」に改め、同表行政職給料表適用職の項議会議長の項議会事務局の項職級6の欄中「主

専門防除員」を「主査」に改め、同表行政職給料表適用職の項教育委員会の項教育機関の項職級2の欄中「博物館長」

を削り、同項職級3の欄中「博物館副館長」を削り、同項職級4の欄中「博物館分館長」を削り、同表行政職給料

表適用職の項企業管理者の項本局の項職級6の欄中「主査」を「主査」に改め、同表行政職給料表適用職の項

病院事業管理者の項病院の項職級4の欄中「課長」を「副主幹」に改め、同表海事職給料表適用職の項知事の項機

関の欄中「水産試験場」を「水産研究所」に改め、同項職級5の欄中「通信長」を削り、同項職級6の欄中「主任

機関士」を「主任機関士」に改め、同表研究職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「農業総合研

究センター所長」を「農業総合研究センター(研究所を除く。)の所長」に改め、同項職級3の欄中「農業総合研

究センターの副所長、副場長(水田農業試験場を除く。)及び部長(試験場を除く。)」を

「博物館副館長

農業総合研究センター（研究所を除く。）の副所長及び部長

農業総合研究センターの研究所の所長及び副所長（水田農業研究所を除く。）に改め、同項職級4の欄中「試験水産研究所長

内水面水産研究所長

場を除く。）の部長」を「研究所を除く。）の部長」に、

「副場長（農業総合研究センター（水田農業試験場を除く。）の副場長を除く。）

科長

「科長

博物館分館長

農業総合研究センター水田農業研究所副所長に改め、同項職級5の欄中「主任専門研究員」を

水産研究所副所長

内水面水産研究所副所長

「主任専門研究員  
主任専門学芸員」に改め、同項職級6の欄中

「専門研究員」

を

「専門研究員  
専門学芸員」

に改め、同表医療職給料表

(2)適用職の項知事の項出先機関の項職級6の欄中「主任言語聴覚士」を「主任言語聴覚士  
主任歯科衛生士」に改め、同表医療職

給料表(2)適用職の項病院事業管理者の項病院の項職級6の欄中「主任臨床心理士」を「主任公認心理師」に改

め、同表医療職給料表(3)適用職の項知事の項本庁の項中「専門員」を

「専門員 主任保健師」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項知事の項出先機関の項職級

4の欄中「副院長」を削り、同表中

病院 事業 管理 者	病 院		副院長 看護部長 副看護部 長(総括)	副看護部長 看護師長 専門員 副部長	業務名 を冠す る主査	主任 看護 師	
---------------------	--------	--	------------------------------	-----------------------------	-------------------	---------------	--

を

病院 事業 管理 者	病 院		副院長 看護部長 副看護部 長(総括)	副看護部長 看護師長 専門員 副部長 室長	業務名 を冠す る主査	主任 看護 師	
特定任 期付職 員給料 表適用 職	知事	出 先 機 関	産業技術 短期大学 校長 産業技術 短期大学 校庄内校 長				

に改め、同表の備考中

「いう」を「、特定任期付職員給料表適用職とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第4条に規定する給料表をいう」に改める。

別表第3 医師及び歯科医師の職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「保健所の主幹  
総合支庁の主幹」を削る。

別表第4 第1項に次の1号を加える。

(17) 公認心理師

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-1（職員団体の登録に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

第2条第2号中「及びその2」を「、その2及びその3」に改める。

別記様式第2号（その2）中「（その2）」を「様式第2号（その2）」に、

区 分	役職名	執行委員長	副執行委員長		会計監査委員	計
有効投票	票					
無効投票	票					
計	票					
有効投票の内訳						
役 職 名	氏 名	得 票 数		当落又は信任若しくは不信任の別		
		票				
執行委員長						
副執行委員長						
会計監査委員						

を

役 職 名	氏 名	得 票 数 (票)	当落又は信任 若しくは不信任の別
執行委員長			
副執行委員長			
会計監査委員			

に、

「（注）1 証明する者は、選挙管理委員長に限ることはないのであつて、投票管理機関の責任者であればよい。

を

2 用紙の大きさはA4判とする。

「（注）1 証明する者は、選挙管理委員長に限ることはないのであつて、投票管理機関の責任者であればよい。

に改め、同様式の次に

2 同一の役職が複数名いる場合は、複数行にわたり記載すること。

3 用紙の大きさはA4判とする。

次の1様式を加える。

様式第2号（その3）

代議員選出証明書

年 月 日

○組合選挙管理委員長  
氏 名<sup>㊤</sup>

本組合の規約採択・役員選挙に参加した代議員は、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で選出されたことを証明します。

なお、構成団体の名称、投票年月日、投票場所及び選出された代議員数は下記のとおりです。

記

構成団体の名称	投票年月日	投票場所	選出代議員数
○ 組 合			人
○ 組 合			人
○ 組 合			人

- (注) 1 連合体である職員団体に限り添付すること。  
 2 証明する者は、選挙管理委員長に限ることはないのであつて、投票管理機関の責任者であればよい。  
 3 用紙の大きさはA4判とする。

別記様式第4号中

「規約変更の場合は規約決定に関する証明書（様式第2号の（その1））、役員変更の場合は役員選出証明書（様式第2号の（その2））

- (注) 1 役員変更の場合、「変更後」及び「変更前」の欄は、様式第1号（別紙）1 を  
 役員の項により記載すること。  
 2 用紙の大きさはA4判とする。」

「(1) 規約変更の場合は規約決定に関する証明書（様式第2号（その1））、役員変更の場合は役員選出証明書（様式第2号（その2））

- (2) 連合体にあつては、いずれの場合も代議員選出証明書（様式第2号（その3））も添付  
 に改める。

- (注) 1 役員変更の場合、「変更後」及び「変更前」の欄は、様式第1号（別紙）1 役員の項により記載すること。  
 2 用紙の大きさはA4判とする。」

別記様式第5号中

「規約決定に関する証明書（様式第2号の（その1））の例により作成した証明書  
 (注) 用紙の大きさはA4判とする。」

「(1) 規約決定に関する証明書（様式第2号（その1））の例により作成した証明書  
 (2) 連合体にあつては、代議員選出証明書（様式第2号（その3））の例により作成した証明書  
 に改める。」

(注) 用紙の大きさはA4判とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表知事部局本庁の項職の欄中「調整監、危機管理監、危機管理広報監」を「危機管理監」に、「技術戦略監」を「危機管理広報監、文化スポーツ推進監、技術戦略監」に改め、「（複数の課長補佐を置く課）を削り、「を除く。）の」を「以外の課に置く」に、「総務」を「総務又は秘書」に改め、「秘書専門員」を削り、「障がい者雇用推進主査、企画人材主査」を「企画主査（人事課に置くものに限る。）」に改め、同表知事部局出先機関の項職の欄中「副校長」を「校長、副校長」に改め、同表知事部局出先機関の項中

農林大学校	校長、事務局長
農業総合研究センター	所長、副所長、場長、副場長（水田農業試験場に置くものを除く。）、総務課長（水田農業試験場に置くものを除く。）
病虫害防除所	所長
水産試験場	場長、最上丸船長
内水面水産試験場	場長

を

博物館	館長、副館長（総務を担当するものに限る。）
農林大学校	校長、事務局長
農業総合研究センター	所長、副所長（水田農業研究所に置くものを除く。）、総務課長（水田農業研究所に置くものを除く。）
病虫害防除所	所長
水産研究所	所長、最上丸船長
内水面水産研究所	所長

に改め、同表教育庁本庁の項職の欄中「複

数の課長補佐を置く課（教職員課を除く。）の」を「教職員課以外の課に置く」に、「総務専門員」を「室長補佐（教職員課働き方改革推進室に置くものに限る。）、総務専門員」に改め、同表教育機関の項中

青年の家	所長
博物館	館長、副館長（総務を担当するものに限る。）

を

青年の家	所長
------	----

に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄

中「任用主査」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年4月1日印刷  
令和2年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県